

権利擁護と虐待防止に関わる要綱

文書番号	要綱 307
改訂版数	第 2 版

第1版制定日	2020年11月1日
第2版改訂日	2023年3月20日

就労継続支援B型事業所キャロットハウス

〒267-0054 千葉県緑区大高町43番42 ☎043(488)5140

特定非営利活動法人 農福共生研究会

権利擁護と虐待防止に関わる要綱

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	作成
第1版 制定	2020/11/01	・新規作成・制定	有村	秋葉
第2版 改訂	2023/03/20	・「第9条 虐待防止及び緊急やむを得ない行動制限・抑制の適正化 についての検討」を追加した。	有村	秋葉

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
第1条 目 的	3
第2条 適用範囲	3
第3条 運 用	3
第4条 基本方針	4
第5条 利用者の権利擁護	4
第6条 虐待防止	4
第7条 緊急やむを得ない行動制限・抑制	5
第8条 権利擁護のための確認行動	6
第9条 虐待防止及び緊急やむを得ない行動制限・抑制の適正化についての検討	6

権利擁護と虐待防止に関わる要綱

(目的)

第1条 この権利擁護と虐待防止に関わる要綱(以下「本要綱」といいます。)は、特定非営利活動法人農福共生研究会(以下「本法人」といいます。)が運営する就労継続支援B型事業所キャロットハウス(以下「本事業所」といいます。)が、法人の理念に基づき、健全な事業運営を行うにあたり、本事業所における障害福祉サービスの利用者(以下「利用者」といいます。)の人権を尊重し、その権利を擁護するとともに、利用者の安心で安全な日常生活を確保するために必要な事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本事業所が提供する就労継続支援B型サービスの活動をその適用範囲とします。

(運用)

第3条 本要綱は利用者の権利擁護と虐待防止の方策を示し、事業理念の適確な実現を図ります。

2 本要綱は、本事業所での利用者の権利擁護と虐待防止に関わる協議に基づき所長が作成したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。

3 用語の定義:本要綱で用いる用語の意味を次に示します。

用語	意味
権利擁護	・平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が送れるよう、あたりまえの生活をあたりまえに行える社会を目指すこと。 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等を取り除く事等が求められます。
虐待防止	・平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」により、障害者への虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること、また虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目指しています

4 配布・回収

(1) 本要綱の最新版は、本事業所本部に常備し、本事業所関係者が常時閲覧可能な状態にしておくこととします。

(2) 本要綱を改定した場合、必要に応じ本事業所関係者に配布します。その際、旧版の回収は配布を受けた関係者の廃棄により代えることができます。

(基本方針)

- 第4条 本事業所は、全ての職員が、常に利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重し、利用者の自立と生活の質の向上と自己実現のため適切な支援を行えるように、その環境を整備し体制を整えるものとします。
- 2 職員は、日頃の業務において、利用者の安全・安心を最優先に考え、事故の防止、衛生管理、健康管理、権利侵害・虐待にあたる行為がないかなどに細心の注意を払い、かつそれらの事案について朝礼・職員会議等で相互に連絡、報告し適切に問題解決を図ります。
 - 3 本事業所は、普段から研修・勉強会等を通して、職員の人権意識を高め、知識を深めることにより、支援技術の向上を図ります。
 - 4 本事業所は、利用者の一人ひとりの状況に応じた個別支援計画を作成し、それを全職員で共有し、適切な支援を実施します。
 - 5 「苦情解決要綱」(要綱 305)に基づき、利用者・保護者等からの意見や苦情はすべて検討し解決を図ります。

(利用者の権利擁護)

- 第5条 全ての職員は、利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重するため法令、及び本事業所が定めた規程、要綱等の諸規範を遵守し、体罰、虐待、財産侵害等をはじめとする人権侵害行為を決して行わないものとします。
- 2 本事業所は、人権侵害事案の発生防止のため、職員の研修や啓発を行い、職員の資質の向上を図ります。
 - 3 本事業所は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発します。

(虐待防止)

- 第6条 本法人の職員は、障害者虐待防止法に基づき、利用者に対しての虐待を行ってはなりません。
- 2 本要綱において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいいます。
 - (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
 - (2) 利用者へのわいせつな行為。
 - (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置。
 - (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。
 - 3 虐待防止対応責任者
本規程による虐待防止の責任者は、所長としその職務は次の通りとします。
 - ①虐待内容及び原因、解決策の検討
 - ②虐待防止のための当事者等との話し合い
 - ③「苦情解決要綱」に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
 - ④虐待原因の改善状況の当事者(保護者も含む)及び第三者委員への報告
 - ⑤支給決定区市町村への報告

4 虐待解決に向けた協議

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施します。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができます。
- (2) 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行うものとします。
- (3) 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求められます。
- (4) 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行います。
- (5) 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認します。

5 虐待解決に向けた記録・結果報告

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録します。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して報告します。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行なうものとします。
- (3) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び千葉県社会福祉協議会の千葉県運営適正化委員会(福祉サービス利用者サポートセンター)の窓口を紹介するものとします。

6 虐待防止のための職員等研修

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければなりません。
- (2) 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努めます。

(緊急やむを得ない行動制限・抑制)

第7条 本事業所では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために、利用者の状態、行動等が、次の3つの条件をすべて満たしており緊急やむを得ず、以下の方法で最小限度の行動制限・抑制を行う場合を除き、いかなる身体拘束その他利用者の行動を制限する行為も行なわないものとします。

(条件 1.) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

(条件 2.) 行動制限・抑制を行う以外に代替する介護・支援方法がない

(条件 3.) 行動制限・抑制が一時的である

- ①自傷・他害行為がある場合、未然に防ぐ又は制止する。また農具、工具等の使用を制限する。
 - ②利用者が不安定な状態にある場合、症状が治まり通常の活動ができる状況になるまで別室等で待機してもらおう。
 - ③利用者の自立に向けて指導の一環として、言葉による行動の制限・制止・促し等を行う。
- 2 緊急やむを得ない行動制限・抑制を行う場合は、個別支援計画に明記するとともに、実践した場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況等を記録します。

(権利擁護のための確認行動)

- 第8条 前条のやむを得ない行動制限・抑制を行うについては、その必要性を職員会議において検討し、遅滞なく理事長に報告し、承認を得るものとします。
- 2 理事長は、職員に対して、利用者又はその家族への緊急やむを得ない行動制限・抑制についての詳細な説明を行うことを指示し、確認します。また、利用者又はその家族の同意が得られたかについても確認します。
 - 3 緊急やむを得ない行動制限・抑制については、経過観察・再検討を行うものとします。

(虐待防止及び緊急やむを得ない行動制限・抑制の適正化についての検討)

- 第9条 本要綱に定める虐待防止及び緊急やむを得ない行動制限・抑制の適正化について、定期的な状況確認と見直しのための委員会を開催することとします。
- 2 同委員会は、4月と10月に開催する職員会議において定例議題として掲げ協議することとします。
 - 3 本要綱に関わる事案が発生した場合は、定期の委員会に関わらず適宜臨時の委員会を開催することとします。